◎新潟県告示第1241号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年10月16日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県妙高市大字上堀之内字築田273、274、286、字北山276、278、279の１から279の３まで、280から285まで、285の１、字口上畑421から438まで、485の１、485の２、486から489まで、489の１、490の甲、490の乙、491、字谷482の１、482の２、482の子、483の１、483の２、493、494、495の１、495の２、496から499まで、500の１、500の２、501、502、502の子、503から511まで、512の１、513、514、515の１、516の１、517の１から517の３まで、518、521、522、523の１から523の４まで、524、527、528の１、528の２、字屋敷添484、字地蔵堂529の１、529の２、530から533まで、539、552の１、552の２、553、大字姫川原字池ノ上3619の２、3619の24、3619の33、3620、3620の丑、3621の子４、3621の丑４、3621の寅４、3621の卯４、3621の午４、3621の酉３、3621の亥３、3621の６、3621の７、3621の33、3624から3631まで

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）